

Ⅵ 畜 産 の 部

解 説

この部には、「畜産統計調査」による主要家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数に関する統計と、「牛乳乳製品統計調査」による牛乳及び乳製品の生産に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

(1) 畜産統計調査

ア 調査の目的

この調査は、主要家畜（乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏及びブロイラー）に関する飼養戸数、飼養頭羽数等を把握し、我が国の畜産生産の現況を明らかにするとともに、畜産行政の推進に資する資料を整備することを目的としている。

イ 調査（集計）の期日

(ア) 乳用牛及び肉用牛

令和4年2月1日現在で集計を行った。

(イ) 豚、採卵鶏及びブロイラー

令和4年2月1日現在で調査を行った。

ウ 調査の方法

乳用牛及び肉用牛については、牛個体識別全国データベース（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第3条第1項の規定により作成される牛個体識別台帳に記載された事項その他関連する事項をデータベースとしたもの。）及び（一社）家畜改良事業団が集計分析した乳用牛群能力検定成績等の情報により集計する加工統計である。

豚、採卵鶏及びブロイラーについては、飼養者を対象に標本抽出し、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。なお、報告者の協力が得られる場合は、オンライン調査システムにより回収する自計調査の方法も可能とした。

(2) 牛乳乳製品統計調査

ア 調査の目的

この調査は、牛乳及び乳製品の生産に関する実態を明らかにするとともに、畜産行政に必要な基礎資料を得ることを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

なお、処理工場数は毎年12月31日現在で把握した。

ウ 調査の方法

農林水産大臣が委託した民間業者が牛乳処理場及び乳製品工場（アイスクリームのみを製造する工場のうち、年間5万リットルに満たない工場等を除く。）を対象に、郵送により調査票を配布し、郵送若しくはファクシミリにより回収する自計調査又はオンラインにより回収する自計調査として実施した。

2 用語の解説

(1) 乳用牛

搾乳を目的として飼養している牛及び将来、搾乳牛に仕立てる目的で飼養している子牛をいう。したがって、本統計の対象はめすのみとし、交配するための同種のおすは除いた。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によることとし、めすの未経産牛を肉用目的に肥育しているものは肉用牛とした。

ただし、搾乳の経験のある牛を肉用に肥育（例えば老廃牛の肥育）中のものは乳用牛とした。

(2) 肉用牛

肉用を目的として飼養している牛をいう。

肉用牛、乳用牛の区分は、利用目的によって区分することとし、乳用種のおすばかりでなく、未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

(3) 肥育豚

自家で肥育して肉豚として販売することを目的として飼養している豚をいい、肥育用のもと豚として販売するものは含まない。

(4) 子取り用めす豚

生後6か月以上で子豚を生産することを目的として飼養しているめす豚をいい、過去に種付けしたことのある豚及び近い将来種付けをすることが確定している豚をいう。

(5) 採卵鶏

2 畜産の部_解説

鶏卵を生産することを目的として飼養している鶏をいう。

- (6) 種鶏
採卵用のひなの生産を目的として、種卵採取を行うための鶏をいい、おすは含めた。

- (7) ブロイラー
当初から「食用」に供する目的で飼養し、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏をいう。肉用目的で飼養している鶏であれば、「肉用種」「卵用種」の種類を問わないが、採卵鶏の廃鶏は含めない。

- (8) 生乳生産量
初乳（分娩後5日内の乳）を除く生乳の総量をいう。処理場・工場に出荷された生乳の数量及び生産者の自家飲用や子牛ほ乳用などの出荷されない生乳の数量を含めた。
なお、生産者が疾病、薬剤投与等により生乳を廃棄した場合は、生産量に含まない。

- (9) 牛乳等
飲用牛乳等に乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を加えたものを総称して牛乳等という。
「乳及び乳製品の成分規格等に関する省令」（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）では、乳飲料、はっ酵乳及び乳酸菌飲料は乳製品に分類しているが、これらは製造過程及び施設が飲用牛乳等と同一又は類似しており、流通も同一であることから、本調査では牛乳等として分類した。

- (10) 牛乳
生乳以外のものを混入することなく、直接飲用又はこれを原料とした食品の製造若しくは加工の用に供する目的で販売する牛の乳で、乳等省令に沿って製造されたものをいう（以下の加工乳についても同様に、乳等省令に沿って製造されたものとする。）。
なお、本調査では、ロングライフミルク（LL牛乳）及び特別牛乳は牛乳に含まれる。

- (11) 加工乳
生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を加工したもの（成分調整牛乳、はっ酵乳及び乳酸菌飲料を除く。）をいう。

- (12) 成分調整牛乳
生乳から乳脂肪分その他の成分の一部を除去したものをいう。

- (13) 乳飲料
生乳、牛乳又は特別牛乳若しくはこれらを原料として製造した食品を主要原料とした飲料をいう。

3 利用上の注意

この部に掲載した統計数値については、次の方法によって四捨五入しており、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(1) 飼養戸数及び出荷戸数

原数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁 (1)
四捨五入する桁 (下から)		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない		
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123	12	1

(2) 飼養頭数

原数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (1万)	4桁 (1,000)	3桁 (100)	2桁 (10)	1桁 (1)
四捨五入する桁 (下から)		3桁	2桁		1桁			
例	四捨五入する前 (原数)	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123	12	1
	四捨五入した数値 (統計数値)	1,235,000	123,500	12,300	1,230	120	10	0

(3) 飼養羽数及び出荷羽数

1,000羽未満の表示単位未満を四捨五入した。

この部についての照会先

統計部 生産流通消費統計課
電話(076)263-2161 内線3646
直通(076)232-4895

1 主要家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数

1 主要家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数（令和4年2月1日現在）
(1) 乳用牛

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数				
		合 計	成 畜 （2 歳			
			計	経 産		搾乳牛
				小 計		
		戸	頭	頭	頭	頭
全 国 (1)	13,300	1,371,000	924,000	861,700	736,500	
北 陸 (2)	253	12,200	9,570	9,030	7,700	
新 潟 県						
令和3年 (3)	165	6,040	4,860	4,590	3,950	
令和4年 (4)	155	5,860	4,760	4,440	3,820	
富 山 県						
令和3年 (5)	35	2,060	1,570	1,470	1,210	
令和4年 (6)	34	2,180	1,770	1,690	1,390	
石 川 県						
令和3年 (7)	45	3,090	2,260	2,160	1,850	
令和4年 (8)	42	3,100	2,290	2,190	1,870	
福 井 県						
令和3年 (9)	21	1,050	750	710	610	
令和4年 (10)	22	1,060	760	720	620	

「畜産統計調査」の結果による（以下(5)まで同じ。）。

注：成畜（2歳以上）には、2歳未満の経産牛（分べん経験のある牛）を含む。

(2) 肉用牛

区 分	飼養戸数	乳用種 のいる 戸 数	飼 養		
			計	肉	
				小 計	肥育用牛
	戸	戸	頭	頭	頭
全 国 (1)	40,400	4,270	2,614,000	1,812,000	798,300
北 陸 (2)	328	109	20,800	12,600	7,660
新 潟 県					
令和3年 (3)	184	41	11,500	5,290	3,140
令和4年 (4)	178	45	11,300	5,460	3,210
富 山 県					
令和3年 (5)	31	14	3,600	2,250	1,190
令和4年 (6)	30	16	3,690	2,330	1,210
石 川 県					
令和3年 (7)	79	35	3,850	3,470	2,290
令和4年 (8)	76	28	3,680	3,350	2,250
福 井 県					
令和3年 (9)	45	23	2,170	1,440	970
令和4年 (10)	44	20	2,110	1,450	990

(めす)			搾乳牛 頭数割合	子畜 頭数割合	1戸当たり 飼養頭数	
以 上)		子畜 (2歳未満の 未經産牛)				
牛	未經産牛					
乾乳牛						
頭	頭	頭	%	%	頭	
125,200	62,300	447,200	85.5	32.6	103.1	(1)
1,330	540	2,630	85.3	21.6	48.2	(2)
640	270	1,180	86.1	19.5	36.6	(3)
620	320	1,110	86.0	18.9	37.8	(4)
260	100	490	82.3	23.8	58.9	(5)
300	80	420	82.2	19.3	64.1	(6)
310	90	840	85.6	27.2	68.7	(7)
310	100	810	85.4	26.1	73.8	(8)
90	40	310	85.9	29.5	50.0	(9)
100	40	300	86.1	28.3	48.2	(10)

頭 数				1 戸当たり 飼養頭数	
用 種		乳用種			
め す	子取り用		お す		
頭	頭	頭	頭	頭	
1, 158, 000	636, 800	653, 600	802, 200	64. 7	(1)
6, 350	3, 160	6, 250	8, 160	63. 4	(2)
2, 590	1, 420	2, 700	6, 160	62. 5	(3)
2, 760	1, 520	2, 710	5, 820	63. 5	(4)
1, 330	760	930	1, 350	116. 1	(5)
1, 410	800	920	1, 360	123. 0	(6)
1, 520	580	1, 950	390	48. 7	(7)
1, 400	590	1, 950	330	48. 4	(8)
800	260	640	730	48. 2	(9)
790	250	670	650	48. 0	(10)

3 主要家畜の飼養戸数及び飼養頭羽数

(3) 豚

区 分	飼養戸数	子取り用 めす豚の いる戸数	飼 養 頭 数				
			計	子取り用 めす豚	種おす豚	肥育豚	その他
	戸	戸	頭	頭	頭	頭	頭
全 国 (1)	3,590	2,750	8,949,000	789,100	30,000	7,515,000	615,400
北 陸 (2)	121	90	208,500	17,300	780	171,100	19,400
新 潟 県							
令和3年 (3)	98	88	182,100	15,300	670	157,700	8,400
令和4年 (4)	92	70	166,800	13,900	560	137,300	15,100
富 山 県							
令和3年 (5)	14	9	23,300	1,880	140	18,500	2,690
令和4年 (6)	14	8	22,200	1,550	120	17,600	2,870
石 川 県							
令和3年 (7)	12	11	20,100	1,970	110	16,600	1,360
令和4年 (8)	12	10	18,200	1,710	90	15,000	1,370
福 井 県							
令和3年 (9)	3	2	1,410	x	0	1,240	40
令和4年 (10)	3	2	1,290	x	10	1,110	40

(5) ブロイラー

区 分	飼養戸数	飼養羽数	出荷戸数	出荷羽数	1戸当たり の飼養羽数	1戸当たり の出荷羽数
	戸	千羽	戸	千羽	千羽	千羽
全 国	2,100	139,230	2,150	719,259	66.3	334.5
北 陸	11	1,239	11	6,845	112.6	622.3
新 潟 県						
令和3年	10	882	10	4,982	88.2	498.2
令和4年	9	x	9	x	x	x
富 山 県						
令和3年	—	—	—	—	nc	nc
令和4年	—	—	—	—	nc	nc
石 川 県						
令和3年	—	—	—	—	nc	nc
令和4年	—	—	—	—	nc	nc
福 井 県						
令和3年	3	64	3	318	21.3	106.0
令和4年	2	x	2	x	x	x

注：1 飼養戸数・出荷戸数・羽数には、ブロイラーの年間（前年2月2日～調査年2月1日）出荷羽数が3,000羽未満の飼養者を含まない。

2 2月1日現在でブロイラーの飼養実態がない場合でも、過去1年間に3,000羽以上のブロイラーの出荷があれば出荷戸数・羽数に含めた。

(4) 採卵鶏

1 戸当たり 飼養頭数	飼養戸数	採卵鶏	飼 養 羽 数					1 戸当たり 成 鶏 め す 飼 養 羽 数 (採 卵 鶏)	
			計	採卵鶏(種鶏を除く。)			種 鶏		
				小 計	ひ な (6 か月未満)	成 鶏 め す (6 か月以上)			
頭	戸	戸	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽	千羽	
2,492.8	1,880	1,810	182,661	180,096	42,805	137,291	2,565	75.9	(1)
1,723.1	88	77	9,822	9,174	2,419	6,755	648	87.7	(2)
1,858.2	46	38	7,459	6,910	1,631	5,279	549	138.9	(3)
1,813.0	48	37	6,952	6,304	2,036	4,268	648	115.4	(4)
1,664.3	17	17	917	917	92	825	－	48.5	(5)
1,585.7	17	17	831	831	95	736	－	43.3	(6)
1,675.0	13	13	1,220	1,199	153	1,046	21	80.5	(7)
1,516.7	11	11	1,268	1,268	281	987	－	89.7	(8)
470.0	9	9	665	665	2	663	－	73.7	(9)
430.0	12	12	771	771	7	764	－	63.7	(10)

注：採卵鶏の飼養戸数には、種鶏のみの飼養者及び成鶏めすの飼養羽数が1,000羽未満の飼養者を含まない。

1 主要家畜の飼養頭羽数規模別飼養戸数及び飼養頭羽数

2 主要家畜の飼養頭羽数規模別飼養戸数及び飼養頭羽数（令和4年）
 (1) 乳用牛

区 分	計	成 畜 飼			
		小 計	1 ～19頭	20～29	30～49
飼養戸数（戸）					
全 国 (1)	13,300	13,000	2,510	1,590	3,120
北 陸 (2)	253	250	65	54	76
新 潟 県 (3)	155	153	51	38	43
富 山 県 (4)	34	34	3	4	11
石 川 県 (5)	42	41	8	5	13
福 井 県 (6)	22	22	3	7	9
飼養頭数（頭）					
全 国 (7)	1,371,000	1,353,000	59,200	61,500	175,100
北 陸 (8)	12,200	12,200	890	1,580	3,780
新 潟 県 (9)	5,860	5,860	690	1,100	1,970
富 山 県 (10)	2,180	2,180	40	110	480
石 川 県 (11)	3,100	3,080	150	180	700
福 井 県 (12)	1,060	1,060	30	200	630

「畜産統計調査」の結果による（以下(5)まで同じ。）。

注：この統計表の飼養頭数は、飼養者が飼養している全ての乳用牛（成畜及び子畜）の頭数である。

(2) 肉用牛

区 分	計	総 飼 養			
		1 ～ 4 頭	5 ～ 9	10～19	20～29
飼 養 戸 数 (戸)					
全 国 (1)	40,400	9,020	7,830	7,410	3,760
北 陸 (2)	328	72	67	39	27
新 潟 県 (3)	178	41	38	23	16
富 山 県 (4)	30	2	1	4	2
石 川 県 (5)	76	21	20	8	3
福 井 県 (6)	44	8	8	4	6
飼 養 頭 数 (頭)					
全 国 (7)	2,614,000	23,800	55,100	106,900	93,900
北 陸 (8)	20,800	200	470	580	700
新 潟 県 (9)	11,300	110	270	340	420
富 山 県 (10)	3,690	x	x	60	x
石 川 県 (11)	3,680	50	150	110	80
福 井 県 (12)	2,110	30	60	60	160

2月1日現在)

養 頭 数 規 模					子畜のみ	
50～79	80～99	100～199	200頭以上	300頭以上		
2,750	917	1,450	669	348	310	(1)
37	11	4	3	1	3	(2)
17	1	2	1	－	2	(3)
11	4	－	1	－	－	(4)
6	6	2	1	1	1	(5)
3	－	－	－	－	－	(6)
256,600	120,900	287,500	392,400	281,100	17,900	(7)
2,840	1,300	870	920	x	20	(8)
1,300	x	x	x	－	x	(9)
800	530	－	x	－	－	(10)
540	670	x	x	x	x	(11)
210	－	－	－	－	－	(12)

頭 数 規 模					
30～49	50～99	100～199	200～499	500頭以上	
4,060	3,860	2,220	1,430	783	(1)
35	39	24	22	3	(2)
21	18	9	10	2	(3)
4	7	2	8	－	(4)
8	6	6	3	1	(5)
2	8	7	1	－	(6)
161,500	280,000	320,000	444,700	1,128,000	(7)
1,410	3,010	3,360	6,960	4,060	(8)
880	1,340	1,320	3,490	x	(9)
190	620	x	2,460	－	(10)
280	480	810	790	x	(11)
x	580	940	x	－	(12)

3 主要家畜の飼養頭羽数規模別飼養戸数及び飼養頭羽数

(3) 豚

区 分	計	肥 育 豚 飼 養 頭 数 規					
		小 計	1 ～99頭	100～299	300～499	500～999	1, 000～ 1, 999
飼 養 戸 数 (戸)							
全 国 (1)	3, 450	3, 230	320	316	318	686	633
北 陸 (2)	113	107	3	8	8	31	29
新 潟 県 (3)	87	83	2	5	6	26	22
富 山 県 (4)	13	11	1	－	1	3	2
石 川 県 (5)	11	11	－	2	1	1	5
福 井 県 (6)	2	2	－	1	－	1	－
飼 養 頭 数 (頭)							
全 国 (7)	8, 914, 000	8, 550, 000	21, 200	80, 400	157, 200	578, 700	1, 020, 000
北 陸 (8)	207, 800	197, 800	90	3, 560	3, 500	20, 800	47, 800
新 潟 県 (9)	166, 500	157, 900	x	1, 270	2, 650	15, 900	35, 300
富 山 県 (10)	21, 900	20, 500	x	－	x	2, 760	x
石 川 県 (11)	18, 200	18, 200	－	x	x	x	9, 300
福 井 県 (12)	x	x	－	x	－	x	－

注：1 この統計表には学校、試験場等の非営利的な飼養者は含まない（以下(5)まで同じ。）。

2 この統計表の飼養頭数は、各階層の飼養者が飼養している全ての豚（子取り用めす豚、肥育豚、種おす豚及びそ

(4) 採卵鶏

区 分	計	成 鶏 め す 飼 養 羽 数 規 模					
		小 計	1, 000 ～ 9, 999羽	10, 000 ～ 49, 999	50, 000 ～ 99, 999	100, 000 ～ 499, 999	500, 000羽 以 上
飼養(出荷)戸数(戸)							
全 国 (1)	1, 790	1, 630	624	462	214	279	55
北 陸 (2)	75	63	17	21	6	16	3
新 潟 県 (3)	37	28	4	12	3	7	2
富 山 県 (4)	16	13	4	5	1	3	－
石 川 県 (5)	11	11	3	1	2	5	－
福 井 県 (6)	11	11	6	3	－	1	1
飼養(出荷)羽数(千羽)							
全 国 (7)	…	137, 245	2, 574	11, 029	14, 640	60, 160	48, 842
北 陸 (8)	…	6, 751	78	536	475	3, 417	2, 245
新 潟 県 (9)	…	4, 268	20	x	235	1, 907	x
富 山 県 (10)	…	732	21	108	x	x	－
石 川 県 (11)	…	987	19	x	x	772	－
福 井 県 (12)	…	764	18	41	－	x	x

注：この統計表には種鶏のみの飼養者は含まない。

模		肥育豚 なし	
2,000頭 以上	3,000頭 以上		
958	662	221	(1)
28	14	6	(2)
22	12	4	(3)
4	2	2	(4)
2	—	—	(5)
—	—	—	(6)
6,692,000	5,913,000	364,000	(7)
122,100	83,100	10,000	(8)
102,700	76,500	8,630	(9)
14,100	x	x	(10)
x	—	—	(11)
—	—	—	(12)

の他（肥育用のもと豚等）を含む。）の頭数である。

(5) ブロイラー

ひなのみ	計	出 荷 羽 数 規 模					
		3,000 ～ 99,999羽	100,000 ～ 199,999	200,000 ～ 299,999	300,000 ～ 499,999	500,000羽 以上	
157	2,150	479	597	389	370	313	(1)
12	11	3	1	1	2	4	(2)
9	9	2	—	1	2	4	(3)
3	—	—	—	—	—	—	(4)
—	—	—	—	—	—	—	(5)
—	2	1	1	—	—	—	(6)
…	719,186	26,480	91,433	97,156	149,001	355,116	(7)
…	6,845	202	x	x	x	x	(8)
…	x	x	—	x	x	x	(9)
…	—	—	—	—	—	—	(10)
…	—	—	—	—	—	—	(11)
…	x	x	x	—	—	—	(12)

注： この統計表には令和4年2月1日現在でブロイラーの飼養実態がないが、過去1年間に3,000羽以上のブロイラーの出荷があった飼養者を含む。

1 生乳及び飲用牛乳等生産量

3 生乳及び飲用牛乳等生産量（令和3年）

(1) 経営組織別・生乳処理量規模別工場処理場数（令和3年12月末日現在）

区 分	計	経 営 組 織			2 t 未満
		会 社	農業協同組合	個人・その他	
全 国 (1)	546	440	31	75	270
北 陸 (2)	29	20	－	9	16
新 潟 県					
令和2年 (3)	14	9	－	5	6
令和3年 (4)	14	9	－	5	7
富 山 県					
令和2年 (5)	10	7	－	3	6
令和3年 (6)	10	7	－	3	6
石 川 県					
令和2年 (7)	6	4	－	2	4
令和3年 (8)	4	4	－	－	2
福 井 県					
令和2年 (9)	2	－	－	2	2
令和3年 (10)	1	－	－	1	1

「牛乳乳製品統計調査」の結果による（以下(3)まで同じ。）。

(2) 生乳生産量と用途別処理量

単位：t

区 分	生乳生産量	生 乳 処 理 量			
		計	牛乳等向け	業務用	その他
全 国 (1)	7,592,061	7,592,061	4,000,979	323,820	3,591,082
北 陸 (2)	75,345	90,958	88,084	6,321	2,874
新 潟 県					
令和2年 (3)	40,213	51,113	48,684	919	2,429
令和3年 (4)	39,551	52,621	50,164	1,130	2,457
富 山 県					
令和2年 (5)	11,177	x	x	x	x
令和3年 (6)	12,121	x	x	x	x
石 川 県					
令和2年 (7)	18,227	27,377	26,963	4,831	414
令和3年 (8)	17,907	28,749	28,465	5,191	284
福 井 県					
令和2年 (9)	5,341	x	x	x	x
令和3年 (10)	5,766	x	x	x	x

単位：工場

12 月 の 生 乳 処 理 量 規 模 （1日当たり）						生乳を処理 しない乳製 品 工 場 数	
2 ～ 4	4 ～10	10～20	20～40	40 t 以上			
23	26	36	31	108	52	(1)	
2	1	5	1	2	2	(2)	
2	－	2	2	1	1	(3)	
1	－	3	1	1	1	(4)	
2	－	1	－	－	1	(5)	
1	1	1	－	－	1	(6)	
－	－	1	－	1	－	(7)	
－	－	1	－	1	－	(8)	
－	－	－	－	－	－	(9)	
－	－	－	－	－	－	(10)	

(3) 飲用牛乳等の生産量と流通量

単位：kl

飲用牛乳等生産量					乳飲料	飲用牛乳等の流通量		
計	牛乳	業務用	加工乳・成分調整牛乳	成分調整牛乳		入荷量	出荷量	
3,575,903	3,193,828	299,665	382,075	264,289	1,088,842	1,751,361	1,751,361	(1)
76,351	74,511	6,120	1,840	1,049	5,509	...	...	(2)
39,892	37,918	897	1,974	1,085	3,435	14,942	9,799	(3)
40,888	39,148	1,097	1,740	1,049	3,517	14,131	11,211	(4)
x	x	x	x	x	x	9,484	x	(5)
x	x	x	x	x	x	11,264	x	(6)
25,019	25,019	4,691	－	－	1,956	6,215	9,647	(7)
26,481	26,481	5,023	－	－	1,755	4,658	10,538	(8)
x	x	x	x	x	x	20,137	x	(9)
x	x	x	x	x	x	21,514	x	(10)